

新時代

第 17 号

昭和 47 年 11 月 1 日

日 本 盲 人 福 祉 研 究 会
(文 月 会)

ブラザー盲人用カナタイプライター !!

◎代筆なしに意思の伝達……………

- 使いやすい特殊加工
- 誠実なブラザーのサービス

東京都中央区京橋 3-6
ブラザービル 8 F
ブラザーミシン販売株式会社

事務機京橋営業所

電話 281-4121(代) 281-6270(直通)

◎交通戦争から盲人を守る◎

安全交通試験研究センターでは昭和42年より盲人用交通安全装備の専門研究機関としてその研究と開発に取り組み、これが普及に努めて参りました。まず触覚誘導によって道路の安全横断をなさせるため横断歩道口などを触覚で知らせるように路面に敷設する「点字カラーブロック」。次に、GO、STOPの信号を的確に知らせるための「振動触知式信号機」。続いて横断中にコースを逸脱しないために植設する「点字道路鋸」などを開発しました。また、プラットホームからの転落事故を防止するため白線を触知できる、「点字白線鋸」も考案しました。

以来、これらの安全装備は全日本交通安全協会の推奨をうけ全国に普及されつつありますが、その実施状況はまだまだ貧弱であります。

交通安全対策に対する盲人の切実な訴えに呼応して一般の理解により全国に一日も早く一個所でも多く実施がなされることを念願するものであります。

〒700 岡山市南方1丁目8の25

安全交通試験研究センター

電話0862-23-1711(代表)

次

巻頭言 わが国の特殊教育制度と 盲児の統合教育	大川原 潔	2
私は素晴らしい神様の心を見ました	睦 浦 順 子	7
普通幼稚園における一盲児	香 川 す み 子	13
録音構成 統合教育を考える		22
ぼくの統合教育	福 井 哲 也	29
「統合教育」の理論的限界	五 十 嵐 信 敬	34
第12回例会報告	高 橋 実	39
編 集 後 記	田 中 徹 二	51

：点字製版印刷機械のパイオニア：

- 点字製版機
- 点字印刷機械
- 書 見 台
- 紙 折 機 械
- 紙 折 台
- 点図パンチ15種及鉛板

◎ 新型点字タイプライター製造中
従来の足踏式製版機を電動式製版機に改造
することができます。

小 林 鉄 工 所

京都市南区吉祥院井ノ口町45
TEL(075)691-7270

巻 頭 言

「わが国の特殊教育制度と盲児の統合教育」

大 川 原 潔

は じ め に

障害児の教育を、障害児のための学校で、障害児だけを集めて行なうということは、これまでは学校教育におけるいわば常識であり、本則として考えられてきた。それゆえ、わが国においては視覚障害児の教育は、盲学校を中心とした施策が講ぜられてきた。この狭い領土に、75校（分校2を含む）という盲学校数は、諸外国にその例を見ないし、そこに在籍する児童生徒数に対する教職員数（教母、事務職員を含む）の比率は、およそ児童生徒1.8人に対して1人の割合である。また、ほとんどすべての盲学校には寄宿舎が整備されているし、就学奨励費による経済援助もかなりのところまで拡充され、日本における盲学校教育の発展ぶりはまことに目ざましいものがある。

しかし、こうした視覚障害教育の形態も今や是正の方向にあることは、時代のすう勢というべきであろうか。アメリカをはじめ海外においては、特殊教育と一般の教育との差異は、教育機関によって区別するのではなく、指導方法などにおいて特別の配慮がなされるかいないかによっているのである。学齢盲児の70%以上の教育を受持っているのは、盲学校ではなく、一般の小・中学校であるというアメリカの現状は、盲教育の主流が一般学校にあることを如実に証明している。そして、そこではこれまで盲学校において果たされてきた盲教育の機能が、それをよりよく発揮しうる人的、物的条件のうえにたって行なわれているのである。このように障害児の教育を普通児とともに行なう、いわゆる統合教育の理念、方法、効果等については、すでに多くの人たちによって論じられているので、ここでは今後わが国において統合教育を推進していくためには、どうすればよいのか、また、これを阻害している要因はどこにあるのかなどについて、主として制度面から述べてみたい。

1. 学校教育法と統合教育

戦前の盲学校制度といえば大正12年の盲学校及び聾啞学校令によっており、一般の学校とは異なった特殊な学校体系をとっていた。そして盲児童生徒については義務教育からも除外されていた。

昭和22年の学校教育法は、こうした不合理を改めて、盲学校の各部はそれぞれ幼稚園、小学校、中学校および高等学校に準ずるとともに、これらと同等同格の位置づけがなされ、また、学齢の盲児童生徒は、盲学校ないしは小・中学校に就学させることとし、学校教育法施行令および学校教育法施行規則等において、その趣旨が生かされる措置がなされたのである。

したがって学校教育法制定当初は、日本においても盲児の統合教育を実施しうる制度がある程度整備されていたとみるべきである。しかし、昭和36年の法改正は日本の視覚障害教育をintegrationからsegregationの方向へと修正されてしまったのである。次にこの新旧法令の対比においてこれを考察してみたい。

① 学校教育法第71条は当初「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識、技能を授けることを目的とする」とあったのを、「盲者」の後に「（強度の弱視者を含む）」を加え、さらに同71条の2を新たに起こして、「前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令でこれを定める」とした。

盲者の範ちゅうに強度の弱視者を含めるということは、盲学校対象者の範囲を拡大したことになり、しかもその対象となる障害の程度は、それまでは文部事務次官通達によっていたのを政令（学校教育法施行令）に格上げして、その拘束性を強めたのである。そして矯正視力0.1未満の者のすべて、および0.1以上0.3未満等のうちでも盲学校対象者の含まれることを規定したのである。次官通達においては、「視力0.04未満の者は盲学校が望ましい。視力0.04以上0.3未満および視機能障害の高度の者は、盲学校または小・中学校の特殊学級が望ましい」という趣旨になっていたことからみれば、改正された判別基準において盲および強度の弱視者の統合教育が否定されたことになる。

② 学校教育法施行令第17条は、当初「児童生徒等のうち盲者又はろう者を小

学校、中学校又はその住所の存する都道府県の設置する盲学校若しくはろう学校以外の盲学校若しくはろう学校に就学させようとする場合には……」と、また同じく第18条には「学齢児童または生徒のうち盲者またはろう者で小学校、中学校又はその住所の存する都道府県の設置する盲学校若しくはろう学校に在学するものが、小学校、中学校又は盲学校若しくはろう学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了する前に退学したときは……」と、盲者を小・中学校に就学させようとする場合や、現に小・中学校に在学している者についての規定が明記されていたのであるが、昭和36年の改正によりこの条文から小学校、中学校の字句は削除されたのである。

③ 学校教育法第75条は、小学校、中学校および高等学校に置くことのできる特殊学級の種類を規定している。当初はその一つに「盲者及び弱視者」と明記されていたのであるが、これまた昭和36年の法改正により「盲者」は削除されてしまったのである。

以上のことからみれば、わが国の盲教育制度は完全に分離教育主義をとり、しかもそれは昭和36年以降であることを思えば、きわめて遺憾なことである。しかしこうした措置は決して理由なくして行なわれたものではなく、今後の統合教育推進のためにも、ぜひその背景となった要因を反省し、再検討してみる必要がある。

その1は、一般の教育関係者の特殊教育に対する考え方である。学校教育を正常者集団のために運営し、心身障害者を別ウクにしようとする意識が作用していたのである。「普通学級の学級経営をできるだけ完全に行なうためにも、その中から例外的な心身障害者は除いて、これらとは別にそれぞれの障害に応じた適切な教育を行なう場所を用意する必要がある。特殊教育の学校や学級が整備され、例外的な児童生徒の受け入れ体制が整えば、それだけ小学校や中学校の、普通学級における教師の指導が容易になり、教育の効果があがるようになる」これは当時の文部省広報資料の一文であるが、ここからは普通学級において、どのような条件整備をすれば心身障害児の教育は成り立つのかというような考え方は全くうかがわれない。普通学級をよくするためには、例外的な者を排除しなければならないとする意識が強いのである。もちろん、こうしたことがその是非は別として、特殊学校、特殊学級の拡充整備につながっていったことは事実である。

その2は、盲学校への就学率との関係である。学校というものは、教員数にしても、施設、設備等にしても、だいたいにおいて児童生徒の定員ないしは実人員に

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

日 点 文 庫 (墨字版)

- | | | |
|----|---------------------------------------|------------------------|
| 1 | わが国における点字図書館の歴史
— 日本点字図書館を中心として — | 齊藤恒子 著
100円(〒55) |
| 2 | 失明の世界から(改訂版)
— 感想文コンクール入選作品集 — | 本間一夫 編
100円(〒55) |
| 3 | 欧米の盲人福祉をたずねて
— 世界の盲人福祉会議と欧米の盲人施設 — | 本間一夫・加藤善徳
120円(〒55) |
| 4 | 目の不自由な人々の読書
— 点字と録音テープの図書館 — | 加藤善徳 著
100円(〒55) |
| 5 | 母と教師の往復ノート
— ある盲児の生長記録 — | 下田知江・島筒睦子
100円(〒55) |
| 6 | 点訳奉仕運動はひろがる
— 提唱者後藤静香の思想と実践 — | 加藤善徳 編著
100円(〒55) |
| 7 | 盲学校物語
— 内側から見た半盲生の記録 — | 野地 繁 著
100円(〒55) |
| 8 | 心うたれた盲人の著者
— 失明者たちの歩んだ人生 — | 加藤善徳 著
100円(〒55) |
| 9 | 炎のおと(歌集)
— 盲目の歌人小森美恵子の歌と人 — | 小森美恵子 著
100円(〒55) |
| 10 | ヘレンケラー伝
— 三重苦を克服した人類の勇者 — | 山室武甫 著
100円(〒55) |
| 11 | 光の使徒ルイ・ブライユ
— 点字創案者の英雄的生涯 — | 沢田慶治 訳
200円(〒55) |
| 12 | 盲人福祉に生きる
— 生きがいを求めて40年 — | 加藤善徳 著
100円(〒55) |
| 13 | ゆ・け・に・ど・めの人生
— 絶望から自立への再出発 — | 木村龍平 著
100円(〒55) |

発行所 社会福祉法人 日本点字図書館
東京都新宿区諏訪町212
TEL (03)209-0241
振替口座 東京44522番

新 時 代 第 17 号

昭和47年10月20日 印刷
昭和47年11月1日 発行

発行所 大阪市東淀川区塚本町4丁目12番1号
塚本北コーポ 301号
〒532 振替口座27588番
日本盲人福祉研究会(文月会)
発行人 出版事業委員会